## 社 長 のためのお勉 強

令和5年8月1日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

## 今年の贈与の準備をお願いします

暦年贈与は、亡くなった日から過去 3 年の間に、贈与した財産を相続財産に 足し戻して相続税を計算しなければいけないというルールがあります。

令和 5 年度税制改正大綱により、この 3 年以内贈与の持ち戻しが 7 年に延長されることになりました。

2024年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る相続税について適用されますので、2026年12月以前に相続開始の場合には加算期間は3年であり改正の影響はありませんが、相続開始日が2027年1月以後、加算期間は延長され2031年以降加算期間が7年となります。

今年贈与した財産については持ち戻し期間は3年以内です。



